

「柴田町長と語ろう」実施要領

1. 目的

「住民自治の実現」に向け、町民の町政に対する関心を高めるとともに、今後の町政に活かすことを目的とします。

2. 開催形態

参加人数1名から開催可能で、申込期限は開催希望日の2週間前とします。時間は原則1時間とし、事前に選択したテーマについて町長と意見交換を行います。また、必要に応じて町職員が同席します。

3. 申込方法

希望者は、申込書に必要事項を記載の上、**開催希望日2週間前まで**に企画情報課へ持参するか、FAX、郵送またはメールで提出してください。その後、日程、開催場所、テーマ等について事前調整を行います。

※町長の公務の都合上、必ずしも希望日に開催できるとは限りませんのでご了承ください。

4. 開催の制限

次に掲げるものに該当する場合は、開催を不可もしくは取消とすることがあります。

- (1) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 特定の営利事業の支援に繋がるおそれがある場合
- (3) 特定の政治団体や宗教団体に特別の利益又は不利益となるおそれがある場合
- (4) 個人・団体の誹謗中傷となるおそれがある場合
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となる場合
- (6) その他「柴田町長と語ろう」の趣旨に適さないと判断した場合

5. 開催日時、場所等

開催日は、申込者の希望日時と町長等の日程を調整した上で決定します。申込者は会場及び可能な範囲で必要な備品（机、椅子、マイク等）を準備してください。なお、会場に役場本庁を使用したい場合は必ず事前にご相談ください。

※個人宅での開催はお断りさせていただきますので、ご了承ください。

【申込受付期間】 令和元年8月1日（木）～令和2年2月28日（金）

【開催可能最終日】 令和2年3月31日（火）

【開催時間】 9時00分～20時00分（最終終了時間は21時00分）

6. その他

- (1) 議事録の作成及び結果等の公表については行いません。
- (2) 質疑応答時には個人を特定するような発言は控えてください。
- (3) 原則指定したテーマ以外の事案については受け付けません。
- (4) 参加者は町民及び町民で構成される団体を原則とします。また、複数回の参加はご遠慮ください。
- (5) 申込者及び申込団体の個人情報には当該事業に係る事務にのみ使用します。
- (6) 事務局又は報道関係者を除き、カメラ、録音機器等の持ち込みは禁止とします。
- (7) 町長の急な公務や警報発表時など、急遽開催が中止となる場合がありますので、予めご了承ください。別の日程での開催を希望する場合は改めて日程等の調整が必要となります。
- (8) 実施要領に定めるもののほか、必要な事項については町長が定めることとします。

事務担当：菰野町役場 企画情報課

〒510-1292 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

TEL 391-1105 FAX 391-1188

メールアドレス：keyaki@town.komono.mie.jp